

# 新任の保護観察官として勤務して

木田 太樹

岡山保護観察所処遇部門

## ○略歴

- 平成25年1月 広島保護観察所企画調整課（庶務係）
- 平成26年4月 中国地方更生保護委員会事務局統括審査官付  
（事件関係統計等事務担当）
- 平成27年4月 中国地方更生保護委員会事務局総務課（会計係）
- 平成28年4月 岡山保護観察所保護観察官（現職）



岡山保護観察所執務室の様子

## ○1日のスケジュール

- 8：30 登庁。メールチェック，スケジュール確認。
- 9：30 更生緊急保護対象者と面接。必要な措置を行った後，書類作成。
- 13：30 刑務所を仮釈放となった者の初回面接
- 14：30 家庭裁判所で保護観察処分となった少年の初回面接
- 15：30 保護観察所で保護司と処遇協議
- 16：30 書類作成
- 17：15 退庁

## 業務紹介

検察庁で起訴猶予になった人や刑務所を満期出所した人などが行き場をなくし、保護を求めて、保護観察所を訪れることがあります。私は、彼らのこれまでの経歴や今後の生活方針等を聴き取り、保護の必要性を検討した上で、物品（食事や仕事着など）を給与したり、一時的な宿泊場所を確保したりするなどの援助を行います（＝更生緊急保護）。多くの方は、私の倍以上生きてきた「人生の先輩」であり、紆余曲折を経た人生を歩んで来たことにしばしば驚かされます。私が援助できることは限られていますが、「懇切丁寧」に対応し、相手が納得して、小さな声でも「お世話になりました」と少し安心した様子で、保護観察所を後にする姿を見ると、この仕事のやりがいを感じます。

保護観察官は、法令根拠に基づき、犯罪をした人や非行のある少年に対して、様々な働きかけを行う、社会内処遇の専門家とされています。専門家という名に恥じぬよう、研鑽を続け、「懇切丁寧」に仕事に取り組みたいと思っています。

## 受験生の皆さんへのメッセージ

保護観察官の仕事は、自身の価値観や感性、知識や経験が仕事に大きな影響を与えます。  
非常にやりがいのある仕事と思っています。

